

特定化学物質の使用制限に関する合意書

東芝ホクト電子株式会社（以下「甲」という）および _____
（以下「乙」という）とは、両者間で平成 年 月 日付締結の資材取引基本契約に付帯して、次のとおり合意する。

第1条(定義)

本合意書に使用される語は次の意味を有するものとする。

使用制限:	本件法令および仕様書の定めにしたがって、乙の納入品のいかなる部分においても、特定化学物質を許容含有量以下に制限すること。
特定化学物質:	甲が定めるものは別紙の15物質とする。 これらは、国内外の法令などで含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限または報告義務を受ける化学物質(群)である。
納入品:	乙が甲の発注にもとづき納入するすべてのもの。
本件法令:	国内外の法令で、詳細は添付の(別紙)による。
本合意書:	本「特定化学物質の使用制限に関する合意書」

第2条(目的)

本合意書は、本件法令および仕様書に指定される使用制限の遵守および遵守体制について定めるものとする。

第3条(本件法令の遵守および遵守体制の構築)

1. 乙は、甲に納入するいかなる納入品についても、グリーン調達ガイドラインを遵守しなければならない。ただし、仕様書中に本件法令と異なる使用制限を定める場合は、仕様書に従うものとする。
2. 乙は、前項の使用制限を遵守するために、甲が乙に対して別途通知する要求を実現することができる体制を構築しなければならない。かかる甲の要求は、納入品に関する使用制限の遵守に関する証明書、成分データおよび成分の実測データを含むが、これらに限定されない。

第4条(保証)

乙は、納入品に含有される原材料などが前条に適合するものであることを保証するものとする。

第5条(報告および監査)

乙は、甲が本合意書の遵守状況を調査するために、甲の要求に応じて甲に対して報告書を提出し、また協議の上、甲が乙の事業所、または作業場所もしくは乙が自ら納入品の製造を行っていない場合には、納入品の製造場所に対する立入監査を行うことを認めるものとする。

甲が立入監査を行う内容は、製造工程の確認および部品・材料を抜き取って成分データを実測することを含むが、これらに限定されない。

第6条(変更などの事前通知)

1. 乙は、納入品の製造工程を変更する場合は、事前に変更内容を通知するものとする。
2. 乙は、納入品または原材料について、本合意書に違反し、またはそのおそれのある事態が発生したことを知った場合、直ちに甲に対して通知する。

第7条(指導および勧告など)

乙は、甲が前二条を受けて指導および勧告を行った場合、その内容にしたがって速やかに是正措置を講じ、その結果を甲に対して報告しなければならない。

第8条(損害賠償)

1. 甲は、乙が本合意書に違反したことにより甲に損害が発生した場合、当該損害の賠償を請求することができる。
2. 乙があらゆる点においてグリーン調達ガイドラインにしたがっていたにもかかわらず、甲に損害が発生した場合は、その取り扱いおよび対策について協議するものとする。

第9条(注文の撤回)

甲は、乙が本合意書に違反した場合、甲の乙に対する注文の全部または一部を撤回することができる。

第10条(紛争解決)

1. 甲および乙の間の本合意書に関する疑義、相違その他の紛争(以下「紛争」という)は、甲および乙による誠実な協議により解決されるものとする。
2. 本合意書に関する紛争の管轄裁判所は、旭川地方裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書を2通作成し、甲および乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

(別紙):(様式1) 付属

東芝ホクト電子株式会社が定める特定化学物質とは、弊社「グリーン調達ガイドライン」調達品含有調査の対象化学物質(群)に定めるもののうちA01～A15までの15物質とする。

番号	物質(群)名	閾値レベル	関連する主な法規制など
A01	アスベスト類	意図的添加	・水質汚濁法 ・廃掃法 ・石綿障害予防規則 ・欧州指令 76/769/EEC
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するもの)	意図的添加	・化審法 ・安衛法 ・ドイツ日用品規則 ・中国国家安全技術規範
A03	カドミウム/カドミウム化合物	100ppm または意図的添加	R o H S 指令
A04	六価クロム/六価クロム化合物	1000ppm または意図的添加	R o H S 指令
A05	鉛/鉛化合物	1000ppm または意図的添加 300ppm(塩化ビニル樹脂)	R o H S 指令
A06	水銀/水銀化合物	1000ppm または意図的添加	R o H S 指令
A07	オゾン層破壊物質 (CFCs、HCFCs、HBCFs、四塩化炭素等)	クラスⅠ：意図的添加 クラスⅡ、HCFC：1000ppm	オゾン層保護法 モントリオール議定書
A08	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm または意図的添加	R o H S 指令
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm または意図的添加	R o H S 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	意図的添加	・化審法(第1種特定化学物質)
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	意図的添加	・化審法(第1種特定化学物質)
A12	放射性物質	意図的添加	・原子炉等規制 ・放射線障害防止法
A13	一部の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加	・化審法(第1種監視化学物質)
A14	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	意図的添加	・化審法(第2種特定化学物質)
A15	酸化トリブチルスズ(TBTO)	意図的添加	・化審法(第1種特定化学物質)

(注1) 意図的添加とは、特定の特性、概観、または品質をもたらすために、最終製品または部品に継続的に含有されることが望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することをいう。